

村方計

地域のニーズを切り拓く

〜権利擁護基盤整備への挑戦と市民後見人〜

行政・市社協・市民が一体となって取り組む実践を令和3年1月19日のマッ称「こうけんひらかた」以下、センター)を開設。 枚方市では、令和3年度から「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、ストップの相談窓口として、地域連携のネットワークづくりがはじまっています。 ストップの相談窓口として、地域連携のネットワークづくりがはじまっています。 平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき「基本計画」が定

(枚方市)健康福祉部健康福祉総務課 (枚方市)健康福祉部健康福祉総務課

※成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でないため

自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその援助をする制度です。成年後見人等はご本人の意思を尊重しながら生活状況や心身の状況等も考慮し、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理を行うことで、ご本人の生活や財産を守ります。

ら孤立が進み、必要な方に制度を繋げ加や地域での人間関係の希薄化などかた。そのため、ひとり暮らし高齢者の増の相談窓口が明確ではありませんでし

がありました。られていないのではないかという懸念

潜在化したニーズを掘り起こし、適潜在化したニーズを掘り起こし、適等3月には計画を策定しました。
し、翌年3月には計画を策定しました。
本市が抱える課題に対応するため
本市が抱える課題に対応するため
本市が抱える課題に対応するため

ありましたが、

成年後見制度

進める観点から、法人後見の実績もあ業から成年後見制度への円滑な移行を中核機関には、日常生活自立支援事

に心から敬意を表しています。 また成年後見制度の担い手として、 中成28年度から本市が養成してきた で、現在、市民後見人バンクに13人とに。現在、市民後見人バンクに13人とに。現在、市民後見人が会別で から敬意を表しています。

仕組みが整いました。の活動をサポートするという三つ巴のの活動をサポートするという三つ巴のの活動をサポートするという三つとが、

ひらかた権利擁護成年後見センター「枚方市社協」

私を含め4人 しており、全員が日常生

センターは成年後見制度の広報啓発事業の専門員を経験しています。

有しています。地域連携ネットワークの5つの機能を相談支援、利用促進、後見人サポート、

目炎針は型域型哲支後空シャーで意264件もの相談をいただいています。が寄せられました。開設して4カ月間でした直後に、多くの市民の方から相談してンターを市の広報や機関紙で周知

割を担っていただきます。割を担っていただきます。

も必要なので、困った時は府社協にもまた、家庭裁判所への定期的な報告



私の担当は、20代の女性Aさん。先任

ポートしています。 抱えない・悩まない」よう心がけてサ 確認しながら、市民後見人が「一人で

例検討や意見交換を通じて研鑽の機会 対しフォローアップ研修会も開催し、事 を提供しています。 さらに、市民後見人バンク登録者に

(市民後見人) 枚方市市民後見人 中西(薫ざん



後見人の養成

その頃の枚方市では市長申立による 翌年にバンク 講座を受講し 登録しました。

けました。 裁判所から市民後見人として審判を受 ないと聞き、「私に話がくることは当 成年後見制度の利用もあまり進んでい ころ、7月に受任への打診があり、家庭 分なさそうだ」と思っていました。 報告があり、淡い期待を寄せていたと 「市民後見は大きく前進している」と しかし、昨年3月の市の研修会で、

の後任を担うこととなりました。 の社会福祉士の後見人が亡くなり、そ んの手を握ると、彼女の方から私を触 いました。ちょこんと座っていたAさ 見人としての活動がはじまりました。 かったことをさせてあげよう」と私の後 設で育ちました。「今まで経験できな 障がいがあり、幼少期から児童養護施 彼女とはデイサービスで初めて出会 彼女には先天性の難病と重度の知的

> れることができない瞬間でした。 す。不安が一気に喜びに変わり、一生忘 せ、私の肩に頭を乗せてじっとしていま 横に座ると反対の手で私の体を引き寄

けないのは、私は後見人で、実際の親権 ごうと思いました。でも、間違えてはい てくれました。これから私はAさんと一 女の最善を考えることが必要です。 Aさんをとりまく関係者みんなで、彼 人生に対して、できる限りの愛情を注 市民後見人活動は私の価値観を変え その後何度か接するうちに、彼女の 、お母さんではないということです。

ろうと手を伸ばしてきました。彼女の

私は、平成

います。 緒に成長していくことができればと思

り添う社会になることを、切に願ってい り、どこで暮らしても市民後見人が寄 方市以外にもこのような仕組みが広が であり、被後見人を全力サポートする いった専門家から助言をもらう機会ま 的に弁護士・司法書士・社会福祉士と ポートがあるから続けられます。定期 もしれません。しかし、市や市社協のサ まざまな課題に突き当たる時がくるか 仕組みに助けられています。今後、枚 市民後見人活動を続けていくと、さ

福祉巡回車を寄贈 生命保険協会大阪府協会

(一社)生命保険協会大阪府協会(以下、 協会)から、熊取町社協と富田林市社協に福祉巡回車各1 台が寄贈されました。(平成3年から累計59台)

協会の水谷豊会長(写真左から4人目)から「コロナの 状況下でも加盟各社職員らの寄付活動で例年にも劣らな い資金が集まった。福祉巡回車を地域福祉のために役立 ててほしい」とのあいさつに、府社協は「コロナ禍で新た な地域課題も見えている。『出かける社協』として有効 に活用したい」と謝意を述べました。

寄贈を受けた熊取町社協は「高齢者が多く車での訪問 -ムヘルプ事業等地域住民の安心につなげた い」。富田林市社協は「『なんでも相談』の移動手段とし ました。

